

# 平成20年度 児童クラブ入会者募集

児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の主に小学校の低学年児童を対象に、遊びを中心にした集団生活を通じ、子どもの健全育成を図っています。なお、入会希望者が定員を超える場合は家庭状況により選考させていただきます。

## 申込書

配布期間.....【野市町・赤岡町】平成20年1月11日(金)~1月31日(木)まで  
【香我美町・夜須町】平成20年2月4日(月)~2月28日(木)まで  
配布場所.....教育委員会こども課(夜須庁舎1階)・市役所市民課・各支所



## 受付

利用料金など詳しい問い合わせ 教育委員会 こども課 ☎ 57-7522

地区	児童クラブ名	定員 対象学年	受付日	時間	場所
野市	野市小児童クラブ	80人 1~3年生	平成20年 1月23日(水) 1月31日(木)	午前8時30分 午後5時30分	教育委員会こども課 (夜須庁舎1階) 各児童クラブでも受付を行います。 野市町各児童クラブ (午後1時45分~5時45分/月~金) 若杉児童クラブ (午後1時~5時/月~金) コスモス学童クラブ (午後3時~6時/月~金) 夜須町は一と児童くらぶ (午後3時~6時/月~金)
	佐古小児童クラブ	40人 1~3年生			
	野市東小児童クラブ	40人 1~3年生			
赤岡	若杉児童クラブ	30人 1~3年生	1月24日(木)~25日(金)は のいちふれあいセンターでも、 午後5時~7時まで受付を 行います。		
香我美	コスモス学童クラブ	50人 1~4年生	平成20年 2月20日(水)	午前8時30分 午後5時30分	
夜須	夜須町は一と児童くらぶ	30人 1~6年生	2月28日(木)		

## ちゃんと生活リズム こじゃんと元気

### 早ね 早おき 朝ごはん こどもいきいき研究会の取り組みを紹介

市は今年度、「こどもいきいき研究会」を立ち上げ、特に乳幼児期の子どもの基本的な生活習慣の定着と、生活リズム向上のためにさまざまな取り組みをしています。

その中で、「早ね早おき朝ごはん」をテーマに標語を募集し、応募総数60作品の中から右の3点が優秀作品に選ばれました。

また、10・11月に市内6カ所で開催された「おやこ料理教室」には、就学前の親子69組146人が参加。

元学校栄養職員の西山加枝さんを講師に迎え、地域の食生活改善推進員さんたちと一緒に親子で料理することの楽しさや、食べることの大切さなどを学びながら、お昼ご飯づくりに挑戦しました。「おいしい!」と、大満足の子どもたちは、お手製の料理を口いっぱいほおばっていました。



おやこ料理教室

朝ごはん みんなの笑顔 こちそうさま  
夜須幼稚園 つき組 おだに きょう

寝なさいと言つより添い寝がいいみたい  
野市東保育所 うさぎ組 おがわ まりな  
小川 粧織(保護者)

朝ごはん 家族でいっしょにのいしいね  
野市東保育所 パンタ1組 さかもと たかよし  
坂本 憲正(保護者)

## 国民年金

保険料の納め忘れはありませんか?



年金の受給権  
老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上必要です。後でまとめて納めたいと思っても、25年を超すとそれ以前の保険料は納めることができません。

お得で便利、納め忘れを防ぐためにも確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。

国民年金への加入と保険料の納付は法律で義務付けられています。

保険料の納付負担能力があるにもかかわらず納付しない人に対しては、財産の差し押さえを行うことがあります。

社会保険料控除の対象  
納めた国民年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

控除の対象 19年1月から12月までに納めた保険料全額。家族の分の保険料を納めた場合も控除の対象です。

年末調整または確定申告  
控除証明書、領収書を申告書に添えて提出してください。

老齢福祉年金は  
口座振込です



老齢福祉年金は、郵政民営化により、年金証書での受け取りができなくなり、12月受取分(8月~11月分)から次のように変わりました。銀行などの金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行 郵便局)の貯金口座への振り込み郵便窓口における国庫送金通知書での受け取り  
今後、受給月を変更する場合は「老齢福祉年金受給月確認書」を改めて提出してください

### 12月の年金相談

休日や平日の時間外も年金相談を受け付けていますので気軽にご利用ください。

毎週月曜日  
午前8時30分~午後7時  
第2土曜日  
午前9時30分~午後4時  
お問い合わせ  
南国社会保険事務所  
☎ 0898641111  
社会保険庁ホームページ  
<http://www.sia.go.jp>

## その他

窓口での本人確認にご協力を!

平成20年2月から、窓口に来られた人の本人確認が必要になります。

これは、住民基本台帳法および戸籍法の一部が改正され、戸籍や住民票などの交付請求や届出時の本人確認が厳格化されることに伴うものです。

ご面倒ですが、各種証明書を交付請求される人は本人確認書類をお持ちください。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類の例  
1点で確認できるもの  
官公署発行の顔写真付き証明で有効期限内のもの



運転免許証、パスポート  
顔写真付き住基カード  
身体障害者手帳  
各種免許証など

## 排水結果 (平成19年10月分)

市と(株)村ステコが締結している公害防止協定書による、工場の排水検査結果を報告します。

項目	単位	目標値	測定値	
工場排水	排出量	m <sup>3</sup> /D	2,488 2,600 2,444 2,313	
	水温	-	27.9 27.5 27.0 26.3	
	水素イオン生物化学的酸素要求量(BOD)	PH	5.8~8.6	6.9 7.0 7.2 7.0
	浮遊物質(SS)	mg/l	20以下	1.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	"	25以下	0.7
	銅含有量	"	5以下	0.5 未満
	銅含有量	"	1以下	0.005未満
	弗素含有量	"	8以下	3.7
	シアン化合物	"	(1以下)	0.01未満
	鉛及びその化合物	"	0.1以下	0.005未満
ヒ素及びその化合物	"	(0.1以下)	0.005未満	
クロム含有量	"	(2以下)	0.04 未満	

排出量、水温、水素イオン濃度は、第1~4週の水曜日に検査した数値です。目標値とは、公害防止協定書による目標値です。目標値( )内は、国の基準です。この水質検査は毎月行われています。結果については紙面の都合上3カ月に一度掲載致します。

2点必要なもの  
健康保険証・年金手帳  
顔写真なし住基カード  
社員証・学生証・診察券  
キャッシュカードなど  
なお、本人確認ができるものをお持ちでない場合は、職員に声をおかけください。

### 建築主の皆さんへ

建築確認・検査の手続きが変わりました。構造計算書偽装事件などの再発防止を目的に、建築基準法の一部が改正され19年6月20日から施行されています。

建築確認・検査の厳格化  
構造計算適合性判定制度の導入  
高度な構造計算を行う建築物は、県知事による適合性判定が義務付けられています。建築確認審査期間の延長  
21日間 35日間最大70日  
指針に基づく厳格な審査の実施  
設計図書に法令に不適合、不整合な箇所があると、再申請や追加資料の提出が必要で、手続きに必要な期間を考慮し、余裕のあるスケジュールを設定してください。  
お問い合わせ 県建築指導課 ☎ 0898641198664